質疑応答

司会（榎） それでは，質疑応答を始めます。今回は，たくさんの方々にご参加いただきましたので，ある程度フロアーからの質問をまとめたうえでパネラーの方にご回答いただくという手順で行います。ご質問，ご発言の前には，簡単にご所属とお名前を言っていただければと思います。ご協力のほど，どうぞよろしくお願いいたします。それでは，どうぞ。

前田　どうもありがとうございます。日本労働ペンクラブの前田と申します。厚生労働省の清野課長補佐と，それからILO本部の山端専門家におうかがいしたいと思います。

清野補佐に関しては，いただきましたレジュメがございますが，今回のシンポジウムのテーマが「持続可能な社会保障をめざして」ということで，「ILOの戦略と日本の課題」となっております。そして委員会での五つのディスカッションポイントということで，(a) ～ (e) とありまして，(c) に「社会保障制度の持続可能性を確保するためには，どのような政策を採るべきか」とあります。そしてその結論が，「委員会での議論の結論文書のポイント」ということで二つ挙がっておりまして，「各国は，その事情や発展の状況に応じて，子ども云々」と。それから「各国での取組を支援する観点から，『社会的保護の床』に関する勧告を策定」とあります。質問は，「持続可能な社会保障」の「持続可能」の意味についてです。

と言いますのは，先ほど中島さんもこの「持続可能な」ためには，雇用を増やすとか，出生率を上げるとか，負担のバランスとかいうようなことで，非常に広い意味で言っておられますが，場合によりますと，持続可能というと，給付と支給のバランスを取るというのは，財政的な面で非常に集約されることが多いわけですが，このILOの戦略ということで「持続可能な社会保障」ということがILOの結論といいましょうか，いろいろな意味があるのですけれども，ILOの公式文書のほうで結論的に「持続可能な社会保障」という言葉をテーマとして使っておられて，これを目指した議論をしていくのだということになっているのかどうか。先ほどの結論を見ますと，どうも床の話とか，そういうことになっていて，この持続可能というのは非常に難しいものですから，ILOとしては採っていないというか，どういうことになっているのか，そこを一つお聞きしたいと思います。

二点目は，ILOの山端専門家にお聞きしたいのですが，日本では年金に関しては次世代の負担ということで，若い働いている人が負担して，そして年金受給者がもらうということですが，少子高齢化になりますと，すぐアンバランスが起きてくる。昔は5人で1人を支えるが，今は3人，2人というようなことになっておりますが，世界的に見ると，この少子高齢化で次世代負担という形が多いのではないかと思いますけれども，人口が減ってきたりした場合に，ある程度アジャストメントするようなシステムをヨーロッパやアメリカなど，いろいろなところで採っている制度があるのかないのか，その点についてお聞きしたいと思います。以上二点でございます。

司会　ありがとうございました。他に。

高島　二つ教えてください。一つは簡単なことですけれども，長谷川代表のお話の中にも，それから採択された文書の中にも出てくるのですが，ILOの文書の言語の使用に鑑みてというか，言葉の使い方に注意しなさいという決議が採択されたということは，「男女と書け」というようなことになるのですか。例えば，社会保障の採択された文書の最初のほうは「男」「女」と書いてあるわけです。このように書いていきなさいということ，結果として，どのような姿を想定されているのですか。言葉を注意するということは，とてもいいことだし，そうだと思うのですけれども，それでは具体的にどうするのかといった時に，これはどうなのでしょうか。

それから二つ目の質問はILOの山端さんに，これもジェンダーに関係した質問ですけれども，102号条約の時代の男女の位置の関係から，今の時点で見直すと，ジェンダーの視点から見直さなければいけないというのがこの文書の中に入っていますけれども，そのことに先ほど少し触れられました。もう少し何か，例えばということでいくつか事例を上げていただくと，そしてそれがどういうところで議論されて，どういう主張になりそうなのか。まだ来年それから将来の課題とも書いてありますから，これからのことで，もちろん日本でもそういう問題はあるわけですけれども，どんなところが特に議論されているのか，教えていただければありがたいと思います。

司会　どうもありがとうございます。他にご質問は。

山田　明治学院大学の山田と申します。ILOについて山端専門家にお尋ねしたいのですが，ILOはソーシャル・プロテクション・フロアーについては，それぞれの国にやり方を任せる。特定の，例えば社会保険でいくのだとか，公的扶助だということは言わない。しかし，採択可能な勧告に関する要素についての文書の中では，今日配布された成案文書でしたか，仮訳が付いている，あの中の勧告に関する要素の訳のA７のところでは，「勧告は，加盟国に対し，拠出スキームを通した給付能力の付与により，適用人口のギャップを縮小することを奨励する」とありますので，ILOは戦略として，ある程度社会保険ということを念頭に置かれているのかという点。

もしそうだとすると，そもそも社会保険が適用できないから，全人口の８割が社会的保護から排除されているわけで，それはラテンアメリカで証明されているわけで，どういうスタンスでILOが

そのことを採ったのか。例えばフォーマリゼーションで社会保険の適用を拡大するというのであれば，ILOはインフォーマルセクターの時代から，インフォーマル経済の前の時代から，フォーマリゼーションに取り組もうとしてきて，成果が上がらなくて今日があるというように考えられないか。だとすると，ILOの立ち位置はどうなのか，そこをちょっと教えていただきたいと思います。

渡部　立正大学の渡部と申します。私は二点ほどお尋ねしたいわけですが，コーリン・ギリオン先生がILOの社会保障局長をされている時から，私は毎年夏２カ月ずつお呼びいただいて，ILOとかISSAの連中と社会保障，特に年金について議論してきましたし，2006年ではISSAの客員研究員として一年間，あのビルの中でILO，ISSAの方々と社会保障制度，特に年金制度の議論をしてきたわけです。ですから，今回のこの決議についてはずっとフォローしておりまして，質問する資格はあると思うのですが，コーリン・ギリオン先生，今のシション先生でもそうですが，社会保障制度で日本は細かい技術論に終始し過ぎるのではないかというようなことを言っておられまして，特にギリオン先生などは「結局，人口構成をピラミッド型にする，合計特殊出生率をどのように上げるかということが一番大事で，その次が社会保障制度のガバナンス，制度の運営管理における公平性，透明性，効率性の確立である。ところが一部の国は制度設計だけに熱心で，ガバナンスは無関心。特に細かな技術論に終始している」というようなことを言われていました。

その点からまず一点，人口対策が非常に重要であります。そのことは山端先生とか中島先生などもちゃんとご指摘されておりますが，政府の清野さんにお尋ねしたいのですが，一応「子ども・子育て」ということをちゃんと触れておられますが，名前は言いませんけれども，ついこの間までイギリスのgovernment actually agencyのトップが私によく言ったことは，結局，日本の人口推計は５年ごとにやっていますが，あるところの低位値が次の時は上位値よりも上だったり，つまり社会保障・人口問題研究所の推計があまりにも出鱈目であると。低位値が５年後にやったら，次の高位値よりも上だったと。こんなことは非常に世界的にもおかしいことなんですよ。基本的なこと。それで彼などが言ったのは，結局政策部門と客観的な調査研究部門は，人事的にも財政的にも分離するべきであると。社会保障・人口問題研究所は，人事権も財政権も全部厚労省が握っているわけですね。やはり制度を客観的に分離するということについては，政府はどのようにお考えであるか。確かに合計特殊出生率が少し上がった。しかし，それは計算する分母が小さくなっているから，ちょっと上がったりはするわけですよ。結局ピラミッド型に人口構成を戻す大前提である赤ちゃんの絶対数が下がりながら，出生率が上がって喜んだりするのは，ちょっと問題ではなかろうかと。そして経営者団体の方は，出生率問題，人口問題に全く触れておりませんので，その点をお尋ねします。

そして２番目は，先ほど言いました社会保障制度，ガバナンスの問題。社会保障制度の設計は日本は得意ですが，一遍設計したあとの制度の運営管理，公平で透明性高く効率性高い制度の運営は，コーリン・ギリオン先生などははっきり言っていましたけれども，制度の設計よりもガバナンスのほうが重要であるということです。私も書かせてもらった1,000ページの『Social Security Pensions: development and reform』という2000年の画期的な本がありますが，それなどでもガバナンスは重要視されています。ところが今回，清野さんはガバナンスについては触れていない。そして中島さんのほうは，この冊子で若干触れておられますが，経営者団体はまたガバナンスについて触れてい

ない。これはどのようにお考えですか。

そして最後に，一体改革の成案について，社会保障の財源は消費税を目的税とすると。これは私もずっと全部トレースして，資料も全部読んでおりますが，社会保障目的税として消費税を取り上げているような国は，今日現在世界のどこにもないわけです。今月の15日に発売される『時の法令』という雑誌があります。それに私が論文を書いておりますから，詳細は読んでいただきたいのですが，EUやアメリカなどにしても，消費税を目的とするようなことはどこの国にもない。ところが，かなりこれは使用者団体の見解が通った成案ですが，消費税を社会保障目的税にすると。これは世界の非常識で，どこにも存在しません。これについて清野さん，中島さん，森田さんはどのようにお考えであるか，もし可能であれば，武川先生のご見解も聞きたいと思います。以上。

司会　ありがとうございます。それではもうお一方のご質問を受けた段階で，ご回答をお願いしたいと思います。

ミドリカワ　ミドリカワと言います。日本経団連の森田さんに質問なのですが，公助・共助・自助のベストミックスを考えるべきというお話がありましたけれども，先進国の中でも大変システムが違うわけですね。小泉元首相は国会答弁でも，自立自助が基本であると，そんなことを述べていらっしゃいましたが，その日本の現状と，例えば最も幸せな国というデータがいろいろあるデンマークと比べると，格段の違いがあるわけですよね。だから，それぞれの社会において，特に日本において，課題は今日いろいろ勉強させていただきましたけれども，現状は何をベストというのか，その時代的な背景によっても，社会経済状況によっても違うわけですよね。日本から見るとベストというのは，はるかかなた，何十年後にしか実現できないなと考えているのですが，具体的な構想がおありになるのかどうか。あるいは，連合の中島さんからビジョンをご提案いただきまして，大変すばらしい社会が本当に実現できるのかなと思っているのですけれども，その辺のことについてもう少し具体的に森田さんと他のパネリストの方のご意見もおうかがいできれば，ありがたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

司会　どうもありがとうございました。最初のほうは，ILOの議論に対するご質問が多かったと思いますので，まず長谷川さん，それから山端さんにお答えいただいた上で，政労使の方のご意見をうかがうという順序で進めていきたいと思います。では，長谷川さんからお願いします。

長谷川　ジェンダーについての質問がありましたので，手短にお話しします。決議を採択したという件だと思うのですが，ILOが最近作っている文書は男女平等がベースになっていますので，最近作っている条約とか勧告，あるいは他の文書でこの件が問題になることは，おそらくないと思います。ただ，ご承知の通り，ILOは1919年にできてから，いろいろな文書を作っておりますから，そういう中では，昔は女子の保護規定とかいろいろありまして，それを直してきていますけれども，文書の一部に，問題になっているケースがあって決議が採択されたと理解しています。

これは決議ですから，おそらく解釈の基準になっていくでしょう。事実上は今までもそういう条文について，解釈では男女平等の観点からされていると理解していますので，すぐにどこかが変わるということではないと思います。

山端　いろいろ質問があって，なかなか答えるのが難しい質問もあるのですが，私で答えられる範囲で答えさせていただきたいと思います。まず一点目の持続可能性ですね。この言葉なのですが，

お手元に幸い，ILO駐日事務所から討議についての決議の和訳が配られているので，細かくはこれを読んでいただけるともう少しはっきりしてくるのかなと思うのですけれども，ポイントの15から20までが「社会保障の持続性の確保と財源」となっておりまして，持続性という言葉をここでは狭義の意味で財源だけに限っていません。例えば社会保障支出は人々に対する長期投資であるとか，制度の労使によるモニタリングであるとか，経済とのシナジーといいますか，要するに雇用が間接的には社会保障の財源を助け，また社会保障も良質の雇用を生み出すことに貢献すると書いていますので，必ずしも財源だけに限った議論ではないということに留意していただきたいと思います。

ただし，表題にも財源とちゃんと書いてある通り，もちろん財源は持続性のコア，中心課題であるということの認識は十分にありまして，それについては社会保障制度の短期・長期コストと給付の間に合理的な均衡が見出されることは不可欠であるとポイント15のところではっきり述べているわけです。これについて，財政見通しなどを踏まえ，政労使が議論し合意することは重要です。

年金についてご質問がありましたが，社会保障は，年金が必ずしもその世代の自分の完全積立で運営されることにはなっていなくて，部分的ではありますが，いわゆる世代間の扶養というか年金財政・数理の用語では賦課方式と呼ばれる世代間の所得移転を採り入れるという前提に立っておりまして，多くのヨーロッパ諸国などでも，年金制度の改革は漸次行われています。

ヨーロッパとかアメリカなどの年金改革は，日本が行っている改革とそう大きく変わるものでなくて，一つ目は厳しい話ですが，年金の所得代替率・水準をどうするという議論がありまして，その次には支給開始年齢・退職年齢をどうするかという話があり，３番目に保険料の調達や将来の保険料の引上げがあります。要するに給付と負担というのは，この三つの大きなファクターでほぼ決まる。あとは細かいことを言えば，給付のスライドがあるわけですけれども。

ですから先進国の国では，給付スライドの調整を含め，年金の所得代替率を少しずつ下げています。昔は多少高い水準を出していたのだけれども，現在は所得自体も大きくなり，過去の所得代替率を維持する必要があるのかという議論もあり，さらには少子高齢化や経済の低成長といった財源の問題に対処するために，年金の所得代替率は少しずつ落としています。

それから，当然，年金の支給開始年齢は引き上げています。もちろんこの前提条件としては，高齢者雇用の促進が付いてこないと意味がないのですけれども，実際，経済の中で労働が一定限の役割を果たすとすれば，少子高齢化の下で若年労働者は否応なく減ってきているわけですし，その一方で現在の高齢者は元気で働けるし，実際日本の高齢者の方などでは日本にいなくて韓国などにどんどん行って，むしろ向こうの技術を指導している人がいる訳ですから，日本でも今後一律な退職年齢ではなく，働く期間を延ばすことや年金の支給開始年齢を引き上げていくことを考えていかなければなりません。年金の支給開始年齢の引上げは，保険料収入に大きく貢献し，かつ年金給付を減らすという，財政上，二重の貢献があるわけですから，多くの先進国で支給開始年齢は徐々に引き上げられています。保険料についても，段階的に少しずつ引き上げていくというのはやむを得なくて，もちろん引上げには限界があるでしょうが，少しずつ段階的に引き上げています。

また，年金給付のスライド方式を見直して，今まで賃金の上昇がベースになっていたものを物価の上昇であるとか，その他経済変動に応じて若干ずつ修正していっています。それは，ありていに

言えば給付の漸次切下げですけれども，多くの先進国で年金のスライド方式を変更しています。

ジェンダーのお話なのですが，この話については，私自身はILO条約の担当ではありませんので，本当にすごく細かいことを言うのは適任ではありませんが，一番大きな問題は，いわゆるSurvivor's Benefit，日本語で言うと遺族給付の問題です。言葉の面の問題として，「妻」という言葉がILO第102号条約で明確に使われているわけです。妻ではなく，例えば女性が働いて男性のほうが養われているという形態も出てくると思うし，日本でももう出てきているんですね。そういうものに対しては，この第102号条約は何のガイダンスも与えていないので，これは「妻」ではなく，単なる「扶養者」とか「配偶者」という言葉を使えばよかったのだけれども，1952年の条約の採択の段階では「妻」だったわけです。その当時の時代背景を考えるとやむをえなかったという面もありますが，原則，用語は改善されるべきです。

ただ，条約そのものを変えることは，これまで批准してきた国をどうするかとか，他の問題もやる必要があると条約全体の変更に波及するとか，新条約を作るより下手をすると手続き上難しくなるかもしれませんし，第102号の基本的な理念と条約の役割は重要ですから，ILO事務局としてはあまり抜本的な変更をやりたいとは思っていません。できるだけ技術的に「これはこう読み替えなさい」といった他の問題への波及の少ない方向で政労使の合意が得られるようにしたいと思っています。ただ，今後そのように議論が集約するかどうかはわかりません。

それから社会保障の適用の拡大の問題で，いわゆる附属書のA７の話だと思いますが，おっしゃることはよくわかります。私も事務方で働いている人間なので，いろいろな人がいろいろ言うのをまとめるのは大変だと実感しており，この文書が採択されたのはある意味関係者の妥協という面もあります。今までは社会保険制度を中心に適用が進んできた反面，どうしても適用の進まないインフォーマル経済の労働者がいて，社会保険制度を中心とした適用拡大に手詰まり感が出てきたことは確かです。ただ，中進国などある程度社会保険制度の適用拡大が成功をおさめているところもあれば，あまり適用拡大が進まない発展途上国もあるので，何度も申し述べた通りILOとしては適用拡大のやり方，制度，組織についてはどれにしなさいとは言わない，どの国でも適用できるフリーサイズの服はない，いくつかのメニューはお示ししますが，方法については各国で決めてくださいという結論でまとまった訳です。

しかし，なぜA７のところで「奨励する」，英語ではcould「奨励できる」ぐらいの表現だったかもしれませんが，という文章を採択したかというと，国によっては社会保険の適用拡大をいまだに進めている国もあるわけです。もちろん社会保険による適用拡大だけを金科玉条でやってはいないのだけれども，この動きを止める必要はなく，これだけではスピードが遅いから他に税制なども使ってさらに促進する方法もあるのですが，社会保険による適用拡大も止めることはいささかも必要なく，むしろ奨励されることであると文章で再確認した訳です。社会保険が奨励されて，税財源を使うべき目標・標的が狭まれば，税財源をもっと有効に使うこともできます。奨励と言っても，これだけをやれと言っていることではないということを理解していただきたいと思います。

ILO事務局のスタンスは，処方箋はこういうものがあるとは言うけれども，これがいいよとか，優先順位が高いよとは言わないということで，加盟国の政労使の合意が得られ，しかもそれは間違ってもいないと結論付けたということです。

人口対策は確かに重要です。政策としては子育てを支援するといったことができるのですが，直接有効にこれをやれば出生率が上がるといった政策がなかなかないので言及していません。日本の件についてですが，私は別に弁護するわけではありませんが，子どもを産むのは人間の行動ですから，日本みたいに急激に下がった場合，出生率の推計を正確に当てるのは技術的に難しいのかなという感想を持っています。

清野　厚生労働省国際課の清野です。いくつかいただいた質問についてご回答したいと思います。最初にご質問いただいた点については，私の資料の題名で使用している「持続可能な社会保障」は，今回のシンポジウムの題名からそのまま持ってきたものなので，その「持続可能」の意味については詳細に把握していないのですが，いずれにせよ，「社会的保護の床」を拡張するということは，その制度の持続可能性を各国が担保することが当然求められているのではないかと思います。「社会的保護の床」の拡張は，持続可能性ということを政府としてもきちんと担保して，水平的拡張なり垂直的拡張をしていく必要があるのではないかとは認識しております。

それから人口推計のデータについてですが，おっしゃる通り，当然社会保障制度の設計等をするにあたっては，出生率等客観的なデータ，正確なデータに基づいた制度設計が必要不可欠だと思います。社会保障・人口問題研究所と厚生労働省の分離が，データの正確性というところにつながるかどうかというのはあるのですが，データの正確性はきちんと確保していくべきであると，その重要性は厚生労働省としても認識しています。

それから，制度を設計した後の運営管理，ガバナンスということですが，厚生労働省でも，制度設計した後の制度の効果や進捗状況については，資料の中でご説明した例えば社会保障審議会ですとか，他の検討会できちんとフォローアップ，進捗状況を報告しています。そして，それらの会議では，政府や公的機関の委員だけでなく，労使の代表者の方々にも参加，協力いただいて議論に貢献していただくという仕組みを採っています。

確かに制度のバラつきということについては，ご批判等あると思います。今回の社会保障制度改革については，政府でも，例えば，内閣官房に社会保障改革担当室を事務的に設置し，関係省庁を集めて，制度横断的に社会保障制度改革を進めるということにしています。縦割り的な行政ではなくて，横断的に制度改革を進めていくという視点は，政府の方でも十分認識して進めています。

それから目的税については，諸外国の状況等を把握していないのですけれども，社会保障の給付なりサービスの充実というのは，当然その裏側として，いかにしてその財源を担保していくのかという議論は必ずしなければなりません。その中で今回一体改革の中では，消費税を2010年代半ばまでに10％に上げるという議論が出たわけですが，確かに税制については，それぞれ様々なメリット・デメリットがあると思うので，そういったことも踏まえて，どのような税制が社会保障制度を支えていくにあたって妥当なのかということは，今後議論していくべきことではないかと考えます。以上です。

司会　それでは続いてお願いします。

中島　直接ご指名いただかなかったのですが，いくつかお答えできる部分があるので，発言をさせていただきたいと思います。まずジェンダーの話ですが，実はこの部分は労働者グループからかなり強く指摘した経緯がございます。理由は先ほど少し出ておりましたが，やはり古い時代の記載

がまだ残っておりまして，その時代の記載というのは，家族的責任は女性にあるという前提でロジックが組まれた表現が一部残っております。したがいまして，先ほどの遺族年金の妻・夫もそうなのですが，女性がよりよく家族的責任を果たせるためにどうこうということではなくて，これはまさに男女の別なく，お互いにカバーし合うという関係の，ジェンダーに対して平等な言語で対応していこうというのが，労働者グループの意見です。そのことについて今後可能な範囲で，できるだけ改善を図っていこうと。ただ，そこを追求するあまり，せっかく社会保障に関わる勧告を作ろうという全体のコンセプトが壊れてしまうと，それは困るので，そこは上手に合意形成しながら議論しましょうと。そのようにとりまとめた経過があります。

それから，人口政策の関係なのですが，これも労働者グループの中で議論になりましたし，私どものビジョンでも少し触れさせていただいていますが，私たちがやる必要があると思っているのは，人口政策ではないんですね。そうではなく，生産年齢のところの就業率を限りなく向上させていく，あるいはフォーマル化を促進していくという意味で，担い手世代を強化していくという意味です。そのことによって，家族が形成できるレベルの所得を得ることによって，当然出生率にも結び付く。あるいは両立支援によって，働きたい人が働いていける。そういう環境を作ることによって，結果として人口構造を後押ししていこうと。そういう意味です。特に今，国内需要にも影響が出るほど，生産年齢人口は減ってきておりますので，ここは積極的に対応していく必要があるだろうという意味で，全世代型ということを言っております。

それから財源に関してですが，私たちは一定の考え方を持っておりますが，大きくいうと三つあります。一つは，まず社会的公平という意味で，所得税の累進性の回復であるとか，資産課税相続税，こういうものをきちんと見直して，社会的公平を感じられる諸税の見直しを行う。これとセットで必要に応じて，社会保障目的税としての消費税というのは選択肢としてはありだと思っております。連合的には2025年に向けてこのビジョンを作ったのですが，いろいろ国民負担率等試算をして，2025年に消費税15％という試算をしています。これは，やはりいずれか負担はしなければならないわけで，税と保険料を合わせて現在2010年時点の日本の負担率は約27.6％なのですが，

これを2025年に40％強ぐらいまでは持って行く必要があるし，それは可能ではないかと，想定しております。この40.9％でも，現在のEU諸国，とりわけドイツ等のレベルとほぼ一緒なんですね。ですから，それほどずば抜けて高い負担率ではないということで，実現可能性を考えて，このように提案しております。加えて，保険制度をもう一回強化して，社会保険料収入をきちんと確保していくことが重要だと思っております。以上，コメントでございます。

森田　それでは，私の方から，お答えできる点についてお答えしたいと思います。まず，子育て支援の件ですが，これは経団連としても絶対必要であると考えております。また連合の中島さんがおっしゃったように，経団連としても，生産年齢人口のフォーマル化は非常に重要なことであると考えております。人口政策そのものを考えているわけではございません。

次に，ガバナンスについても当然重要であると考えており，先ほど申し上げたように，特に途上国に対するODAを活用したキャパシティ・ビルディングが必要であると思います。歳入歳出の管理，無駄遣いの排除あるいは汚職の排除等，ガバナンスの向上のためにODAで支援していけばどうかと存じます。

次に，「公助・共助・自助のベストミックスは何か」という点に関し，先ほど「デンマークが世界で一番幸せな国だ」というご指摘がございました。当然そういう考え方はあるのではないかと思います。ただしその場合は，やはりデンマーク並みに消費税ないしは社会保険料が高いということをある程度想定しないといけないのではないのかと思います。

財源をどうするかという課題について，経団連では，税と社会保障の一体改革の中で議論すべきであり，消費税を目的税として活用するということも，全体の改革の中での選択肢の一つとして排除はしないと考えております。どのぐらいの消費税率にするのか，デンマークのような高負担高福祉の国を目指すのかというのは，今後の議論によりけりなのではないかと考えております。

司会　ご質問に対するお答えはここまでですけれども，ご意見をうかがいたいということがありましたので，武川先生，お願いします。

武川　一つは消費税についてだったと思いますが，会計が別になっていれば，目的税か目的税でないかというのははっきりすると思うのですけれども，そうでない状態で目的税かどうかということを判断するのは，どうかなという気がします。ただそれとは別に消費税というものが，西洋諸国を考えた場合に，安定的な財源になっていて，それを前提にして社会保障制度が存在しているという事実はあると思いますので，そのことを含めて考えて，消費税について私個人の考えを求められれば，税率の引き上げについては別に反対するものではないということです。

それから，質問はされていないのですが，少し持続可能性ということについて，意見を述べさせて下さい。どなたかから，つまるところ持続可能性というのは財政の均衡なのかというような趣旨のご発言がありましたけれども，私はこのように考えるんですね。確かに財政が均衡しているというのは前提なのですが，それはあくまでも結果であって，その前提にその制度が信頼されているかどうかということが，非常に大きいと思うんですね。

年金の問題などを考えた場合も，技術的にはいろいろな問題があると思いますが，つまるところは，その時々の社会が築き上げた富をどのように使うかということだと思います。それをどのように皆が納得いくように使うかというのは，基本的にはそれぞれの社会で制度がどのように信頼され

ていて，維持していくことが重要だと考えられているかどうかということに，非常に大きく依存しているのだと思います。その前提で考えた場合に，日本の社会保障制度の場合に，やはり年金と医療でかなり違う。医療のほうは，医療崩壊とかいうことが言われつつも，それでもかなり信頼を保っていますし，最近の海外の雑誌『The Lancet』でしたか，その評価でも非常に日本の医療について高く評価されている。それに対して年金のほうは，非常に信頼されていないわけですね。その原因はいろいろあると思うのですが，先ほど出ていた人口推計が非常に甘かったとか，それから1985年以来，非常に小刻みで給付の切り下げが続いてきた。その結果として，皆が「本当に年金は大丈夫なのか」と不信を抱くようになった。ここが非常に大きいのではないかと思います。ですから，技術的な議論はもちろん大事なのですけれども，いかに信頼される制度を作るか，ガバナンスに係ってくると思いますが，そこが基本ではないかと思います。

それから，社会保障の持続可能性を考えた場合に，やはり社会保障制度の枠組みの中で技術的に対応するだけでは限界があると思います。やはり基本的には，日本の社会保障制度が非常に揺らいでくるということの前提には，労働市場が抱える問題があるということではないでしょうか。実際に働こうと思っても，働く機会がない。あるいは正規，非正規の間で待遇や身分的な格差が非常に大きい。このような状況の中で，財政的均衡だけ考えて制度を維持していこうと思っても，非常に難しいでしょう。

グローバル化との関係で言えば，労働市場も非常に個人化してきていますし，それからかつての，研究者の間では男性稼ぎ主モデルという言い方をしますが，そういうものが非常に崩れてきているにもかかわらず，旧来の税制や社会保障制度が非常にミスマッチを起こして存続している。このことが一番の問題ではないかと思っています。

司会　ありがとうございました。若干の補足ですが，このシンポジウムのタイトル「持続可能な社会保障をめざして」というのは，ILOの議論を踏まえてではありますけれども，こちらで勝手に付けたものです。そういう意味で，そこから受け取るニュアンスの違いというものが，議論の混乱を少し招いてしまったのかなという感想を持ちました。

一通り，なかなか厳しい質問等もありましたけれども，お答えいただきました。それではちょうど閉会の時間となりましたので，今回のシンポジウムをこれで閉会にしたいと思います。本日は長い時間，どうもありがとうございました。（拍手）